

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、
区の公債権について、別紙調書のとおり訴えを提起したので、同条第二項の規定
により報告する。

平成二十九年二月二十一日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書（総括表）

No. 1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区国民健康保険保険給付に係る不当利得返還金 (健康部医療保険課)	70,000 円	1 件
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	150,000 円	2 件
合 計	220,000 円	3 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区国民健康保険保険給付に係る不当利得返還金

担当部課 健康部医療保険課

No. 2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	当事者
1	70,000 円	平成28年12月26日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第11433号	平成29年1月20日	平成25年10月24日	108,566 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
小計	70,000 円	/	/	/	/	/	/

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料
 担当部課 教育委員会事務局教育推進課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	滞納金額	当事者
1	74,000 円	平成28年12月26日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第101040号	平成29年1月17日	平成23年4月1日	74,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯債務者)
2	76,000 円	平成28年12月26日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第101056号	平成29年1月17日	平成23年4月1日	76,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯債務者)
小計	150,000 円						